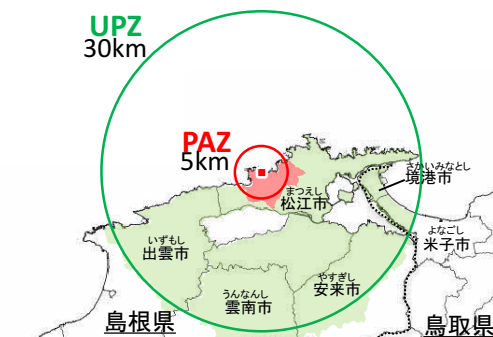


島根地域の緊急時対応（概要版） ①原子力災害対策重点区域・広域避難先

1. 島根地域の原子力災害対策重点区域

- 島根地域における原子力災害対策重点区域(概ね半径30kmの範囲)の人口は457,496人(令和2年12月末時点)。
- PAZ内の人口は9,487人(島根県松江市)。
- UPZ内の人口は島根県及び鳥取県の関係6市448,009人。



関係県	PAZ内	UPZ内	合 計
	(概ね5 km)	(概ね5～30km)	
島根県	9,487人	376,891人	386,378人
鳥取県		71,118人	71,118人
合 計	9,487人	448,009人	457,496人

※冷却告示の対象となる1号機は概ね5km圏内がUPZとなる。

※PAZ(予防的防護措置を準備する区域):Precautionary Action Zone

※UPZ(緊急防護措置を準備する区域): Urgent Protective Action Planning Zone

2. 原子力災害対策指針における緊急事態の防護措置の考え方

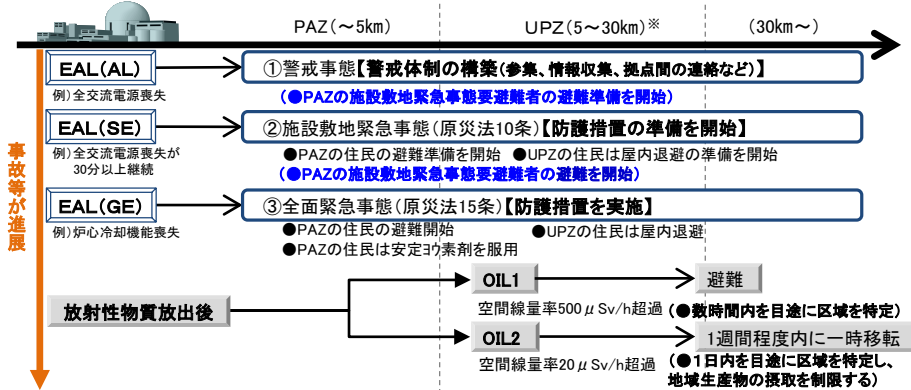
- 緊急事態の初期対応段階においては放射性物質放出前から原子力施設の状況に応じて、放射性物質放出後は緊急時モニタリングの結果に基づいて防護措置を実施。

- ① EAL(Emergency Action Level)による初期対応段階における防護措置
原子力施設の状況等に基づく緊急事態区分を導入し、その区分を判断する基準(EAL)を設定。
EALに基づき防護措置を行う。

※施設敷地緊急事態要避難者は、EAL(SE)の段階から避難を開始する。

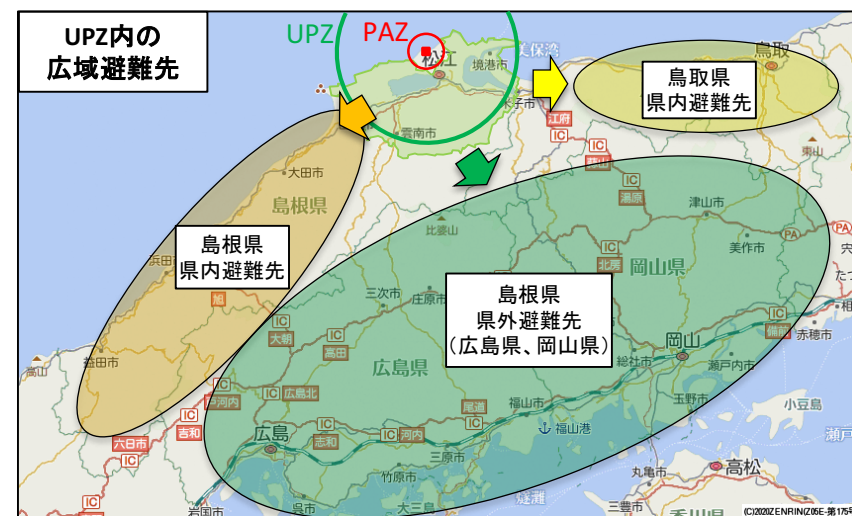
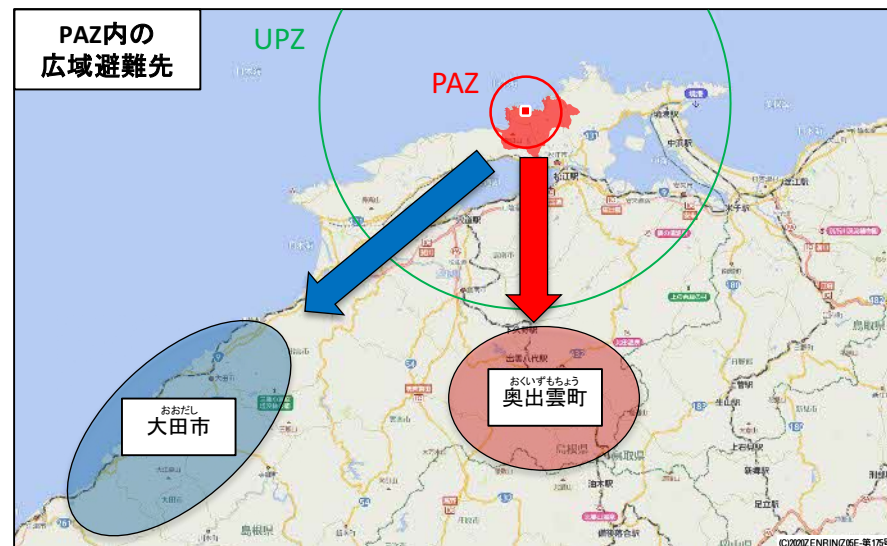
ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者は、遮へい効果の高い建物等に屋内退避する。

- ② OIL (Operational Intervention Level) による放射性物質放出後における防護措置
国はEAL (SE) の段階で緊急時モニタリングセンターを立ち上げ、モニタリングを開始。放射性物質放出後、防護措置の実施基準 (OIL) に基づきモニタリング結果から区域を特定し、PAZ外の住民の防護措置を実施



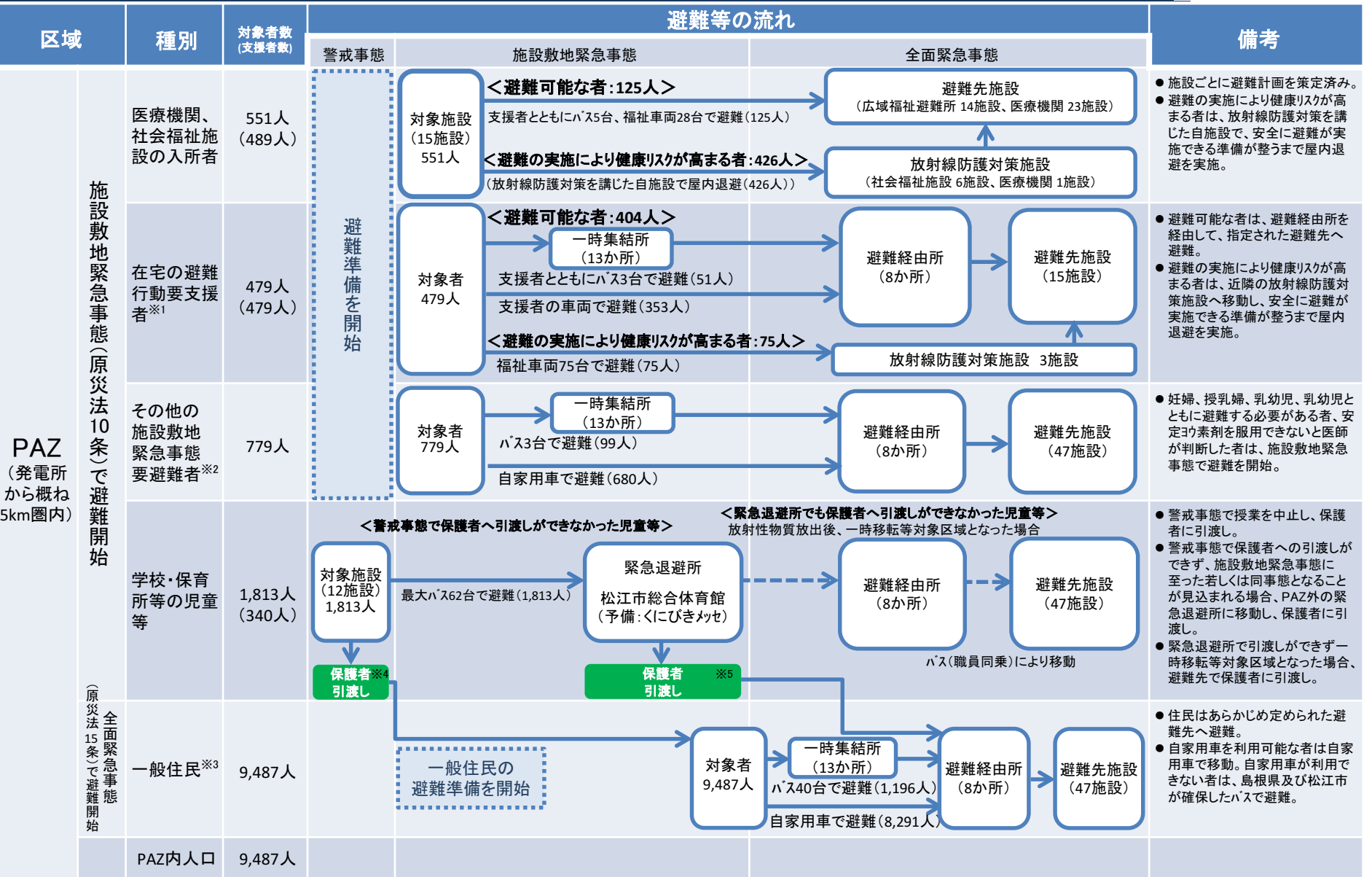
3. PAZ及びUPZの各自治体における広域避難先

- PAZ、UPZ内の各市の住民の避難先は、県内外で確保。
- 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



※自然災害等によりあらかじめ定めた避難先に避難できない場合は、島根県、鳥取県又は国が調整の上、代替避難先を確保

島根地域の緊急時対応（概要版） ②PAZにおける避難・屋内退避の考え方



※1 在宅の避難行動要支援者のうち、施設敷地緊急事態要避難者が対象
※2 妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要がある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者
※3 一般住民の対象者数は、PAZ内住民の人口
※4 警戒事態に至った時点で対象施設において保護者へ引渡した学校・保育所等の児童等について、保育所・幼稚園の児童は施設敷地緊急事態で保護者とともに避難開始、それ以外の者は全面緊急事態で避難開始
※5 施設敷地緊急事態に至った若しくは同事態となることが見込まれる場合、緊急退避所において保護者へ引渡した学校・保育所等の児童等について、保護者とともに緊急退避所で待機し、全面緊急事態で避難開始

区域		種別	対象者数	屋内退避／一時移転(1週間程度内に実施)の流れ			備考
				警戒 事態	施設敷地 緊急事態	全面緊急事態 OIL2となった場合※2	
UPZ (発電所 から概ね 5～30km 圏内)	全面緊急事態で屋内退避を開始。その後、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時20マイクロシーベルトを超える区域が特定された場合は、当該区域の住民の一時移転を実施	医療機関の入所者	島根県 5,835人 鳥取県 326人 合計 6,161人	屋内退避の準備を開始		屋内退避 (53施設: 6,161人) 一時移転の指示 一時移転対象者 避難先施設 (580施設) バス・福祉車両(職員同乗)により移動	● 施設ごとの避難計画等に基づき、島根県及び鳥取県が関係機関と調整した避難先へ移動。
		社会福祉施設の入所者	島根県 9,255人 鳥取県 1,327人 合計 10,582人			屋内退避 (353施設: 10,582人) 一時移転の指示 一時移転対象者 避難先施設 (528施設) バス・福祉車両(職員同乗)により移動	● 施設ごとの避難計画等で定めている避難先へ移動。
		在宅の避難行動要支援者	島根県 32,125人 鳥取県 6,995人 合計 39,120人			屋内退避 (39,120人) 一時移転の指示 一時移転対象者 避難先施設 (2,044施設) 支援者の車両、バス・福祉車両(支援者同乗)により移動	● 避難先自治体が準備した避難先へ移動。 ● 避難先で特別な配慮が必要な避難行動要支援者は、避難先自治体が準備した施設へ移動。
		学校・保育所等の児童等	島根県 58,662人 鳥取県 8,712人 合計 67,374人		対象施設 (420施設) 一時移転の指示 一時移転対象者 避難先施設 (1,516施設) バス(職員同乗)により移動	● 警戒事態以降、又は施設敷地緊急事態の段階で、児童等の帰宅、又は保護者への引渡しを開始。 ● 保護者に引渡しができなかった場合、全面緊急事態で屋内退避を実施。その後の指示に基づき避難先へ移動し、保護者に引渡し。	
		一般住民※1	島根県 376,891人 鳥取県 71,118人 合計 448,009人		保護者引渡し 一時移転の指示 一時移転対象者 避難先施設 (1,516施設) 自家用車、バスにより移動	● 避難計画で定めている避難先へ移動。 ● 自家用車や県が確保したバスで移動。	
		UPZ内人口	448,009人			島根県及び鳥取県がそれぞれの県内のバス会館等から必要となる輸送手段を確保し、対応する	

※1 一般住民の対象者数は、UPZ内住民の人口

※2 OIL2を例に示したもの。UPZ内の全住民のうち、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時20マイクロシーベルトを超えると特定された区域の住民は、一時移転を実施。一時移転に際しては、避難退域時検査を実施した上で、必要に応じ避難経路所を経由し避難先まで移動

島根県及び鳥取県がそれぞれの県内のバス会社等から必要となる輸送手段を調達。不足する場合は他県との応援協定や国の支援の下、近隣県等から、輸送手段を調達。

1. PAZにおける対応

- 避難が必要となった場合、自家用車で避難する住民は、松江市の3地区(鹿島地区、生馬地区、古江地区)については、大田市内の避難経由所を経由し、避難先へ避難。島根地区については、奥出雲町内の避難経由所を経由し、避難先へ避難。
- バスにより避難する住民は、徒歩等で各地区内の一時的集結所に集合し、島根県及び松江市が確保したバスにて、避難経由所を経由し、避難先へ避難。

避難元		避難先		
		避難経由所	避難先施設	
松江市	鹿島地区	大田市	3か所	16か所
	生馬地区(一部)		1か所	11か所
	古江地区(一部)	3か所	14か所	
	島根地区(一部)	奥出雲町	1か所	21か所

(凡例) 避難経由所

- 大田市避難経由所(鹿島地区)
- 大田市避難経由所(生馬地区)
- 大田市避難経由所(古江地区)
- 奥出雲町避難経由所(島根地区)

2. UPZにおける対応

- 全面緊急事態に至った場合、屋内退避を実施。その後、一時移転等の指示があった場合、一時移転等を実施。
- 鳥根県内の住民については、鳥根県内又は岡山県、広島県の避難先へ一時移転等を実施。鳥取県内の住民については、鳥取県内の避難先へ一時移転等を実施。
- 避難経路や避難先の被災状況等、何らかの理由で予定していた避難先が使用できない場合には、鳥根県、鳥取県及び関係市において他の避難先の調整を行う。

[illegible]

3. 避難を円滑に行うための対応策

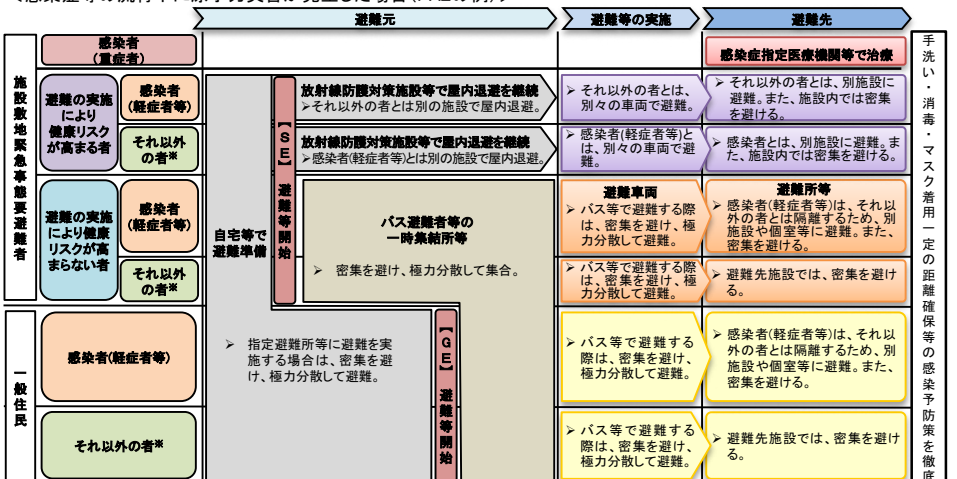
- 島根県では、島根県警交通管制センターに「原子力災害時の避難・誘導システム」を導入。避難経路上の信号を一斉に「青色灯火」とすることで、避難する車両は優先的な通行が可能。また、ウェブサイト「島根県避難ルートマップ」を作成。地区ごとの避難先施設までの経路等のほか、道路の渋滞情報などを提供。
- 鳥取県では、スマートフォン対応の「鳥取県原子力防災アプリ」を作成。地区ごとの避難先施設までの経路等のほか、道路の渋滞情報などを提供。



4. 避難車両、避難所などにおける感染拡大防止

- 避難又は一時移転を行う場合は、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況、避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

＜感染症等の流行下に原子力災害が発生した場合（PAZの例）＞

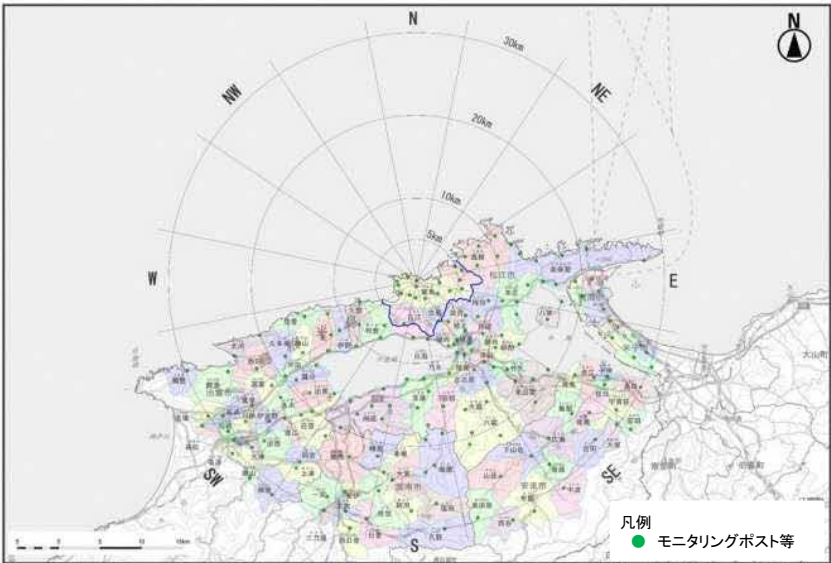


※濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する

島根地域の緊急時対応（概要版） ⑤住民の安全確保に向けた主な対策

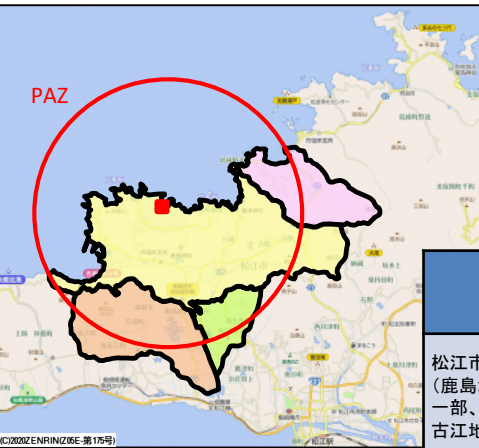
1. 島根地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施単位

- 緊急時モニタリング地点175地点を設定し、そこで測定された実測値に基づき迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、一時移転等の実施単位ごとに関連付けを行っている。



2. PAZ内の安定ヨウ素剤の事前配布

- 島根県及び松江市では、PAZ内の住民及びPAZ内の事業所に勤務するPAZ外の住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布を実施。
- 令和3年4月現在、PAZ内の住民40歳未満の者に対し、1,656人に配布。



<安定ヨウ素剤事前配布説明会>

医師、自治体職員により、安定ヨウ素剤の効能や服用時期など、事前配布に際し知っておくべき事項を説明し、安定ヨウ素剤を配布。

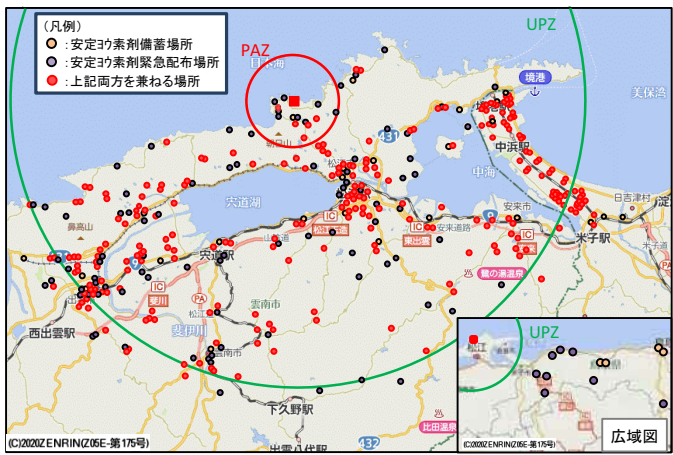


(事前配布説明会の様子)

対象地区	40歳未満の配布対象者	40歳未満の配布済者
松江市 (鹿島地区、島根地区の一部、生馬地区の一部、古江地区の一部)	2,726人	1,656人

3. 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄と緊急配布

- 島根県及び鳥取県では避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、計273施設に備蓄。
- 緊急配布が必要となった場合、関係市等は備蓄場所から一時集結所等に設置する緊急配布場所(計342か所)に搬送の上、対象住民等に順次配布を実施。



安定ヨウ素剤備蓄場所

島根県：195か所
鳥取県：78か所

必要に応じて関係市等が安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

島根県：計266か所
(一時集結所等)
鳥取県：計76か所
(一時集結所、避難退域時検査場所等)

4. 避難退域時検査場所の候補地の設定

- 島根県、鳥取県では、緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ内人口や避難経路等を考慮し、避難元地域と各避難退域時検査場所の対応付けを行った上で、候補地をあらかじめ準備。(全21か所*)



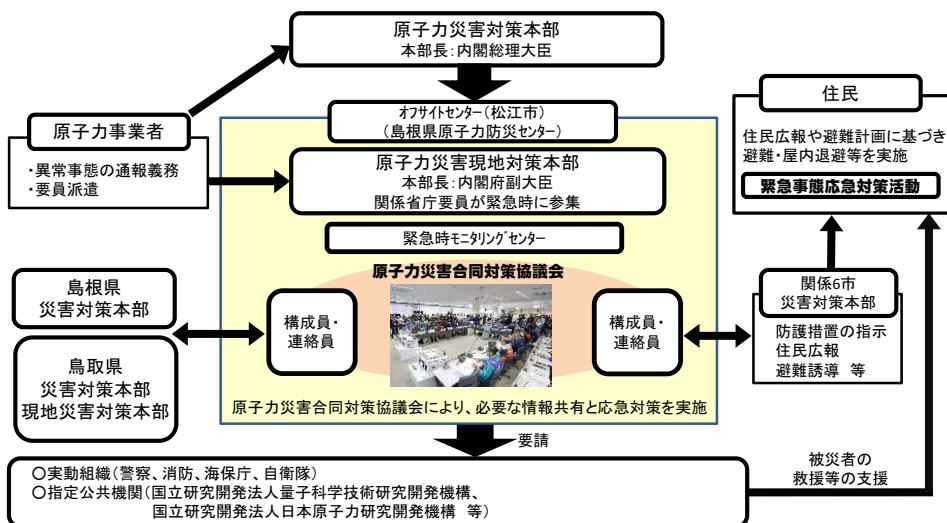
出雲市	浜山公園 他4施設
雲南市	道の駅掛合の里 他4施設
安来市	中海ふれあい公園 他2施設
伯耆町	大山PA*

※大山PAは、両県の避難避難退域時検査場所候補地

琴浦町	東伯総合公園体育館
大山町	中山農業者トレーニングセンター、名和農業者トレーニングセンター
江府町	江府町立総合体育館
伯耆町	伯耆町B&G海洋センター、大山PA*
倉吉市	倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設
智頭町	旧那岐小学校

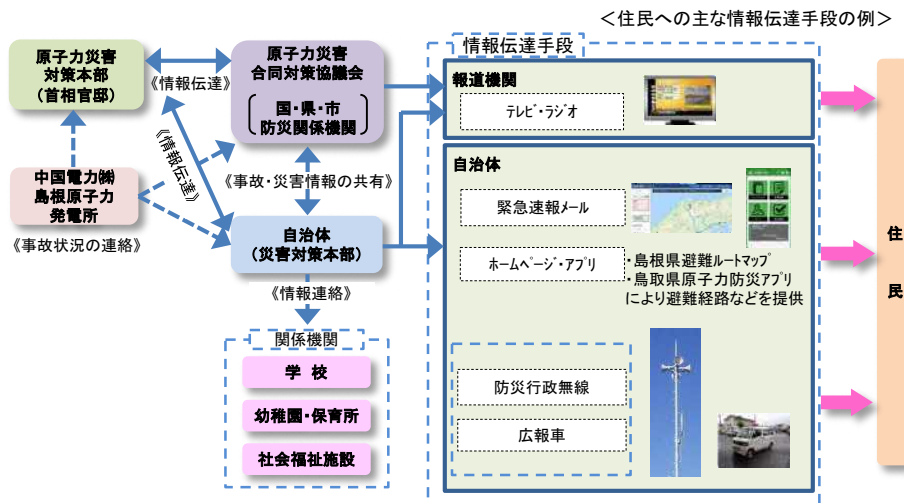
島根地域の緊急時対応（概要版） ⑥緊急時における対応体制

1. 緊急時対応体制



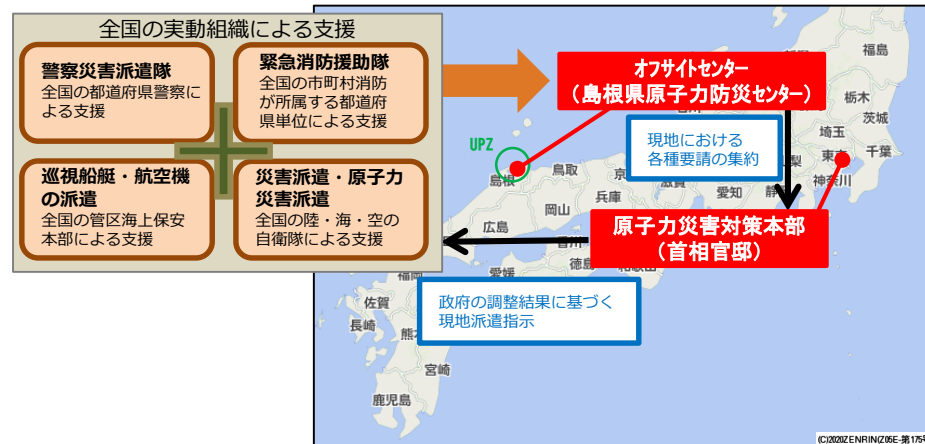
2. 住民への情報伝達体制

- 防護措置（避難、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等）が必要になった場合は、原子力災害対策本部等から関係自治体に、その内容をテレビ会議等を活用し迅速に情報提供。
- 自治体は、防災メール、防災行政無線、広報車等の複数の情報伝達手段を活用し、住民へ情報を繰り返し伝達。



3. 実動組織の広域支援体制

- 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、島根県、鳥取県及び関係市からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- 要請の窓口となるオフサイトセンター（実動対処班）において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部（官邸・ERC（原子力規制庁緊急時対応センター））の調整により、必要に応じ全国の実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による支援を実施。



4. 自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

- 島根県、鳥取県及び関係市との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立入制限等



消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達



海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 船舶等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動



防衛省

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業

